

東根市社会福祉協議会指定一般相談支援事業所
では、東根市から「東根市障害者相談支援事業」の
委託を受けています。

「東根市障害者相談支援事業」とは、

- ①無料で相談に応じ、情報提供、調整などを行います。

障がいを持ちながらも自分らしい生活を営んでいくための
お手伝いをします。

(具体的には障がい福祉サービスの紹介や調整・障がい福
祉サービス以外の相談や調整です)

- ②情報発信・啓発を行います。

障がいのあるかたやご家族に分かりやすい情報を発信して
いきます。

相談方法

○訪問

相談者のご自宅までお伺いして相談内容をお
聞きます。定期的に訪問させていただき、
課題解決のお手伝いをいたします。

○電話

電話による相談を行います。事業所側からも連絡させてい
ただき、課題解決のお手伝いをいたします。

○面接

一般相談支援事業所内の相談室にて、相談内容をお聞きし
ます。

対象者

東根市内にお住いの障がいをお持ちのご本人、ご家族、
関係者など



まずはお気軽にご相談ください。

東根市社会福祉協議会 指定一般相談支援事業所

お子さんからおとなのかたまで
障がいをお持ちのご本人や
ご家族、関係者などからの
ご相談に応じます。



社会福祉法人 東根市社会福祉協議会
だれもが安心して暮らせる地域生活を応援します

連絡先

月曜日～金曜日

(祝日、年末年始は除く)

13時～17時

〒999-3711

東根市中央一丁目3番5号

東根市ふれあいセンター内

TEL: 0237-41-2361

FAX: 0237-42-1350

E-Mail: higashine-shakyo2@apricot.ocn.ne.jp

URL: <http://www.higashine-shakyo.or.jp/>



東根市社会福祉協議会指定一般相談支援事業所では、『地域相談支援』をおこないます。

「地域相談支援（地域移行支援）」とは、精神科病院に入院しているあなたが、退院をしたいと希望したときから、サポートを始めます。

1. 一般相談支援事業所よりスタッフが訪問してお話をうかがいます。
2. 退院後の生活について一緒に考えていきます。
3. 退院後の希望を聞いてその計画を立てます。
4. 院外での活動や新しい体験のお手伝いをします。
5. 退院後の住まいを一緒に探します。
6. 退院後に活動できる場を一緒に探します。
7. 地域での生活を続けていくためのお手伝いをします。

一般相談支援事業所利用までの流れ

①まずは電話にて問い合わせ



②医療機関等へ事業の説明



③お住まいの市役所にて申請



④認定調査員が医療機関等に訪問



⑤地域生活へ向けた活動を開始

- ・利用料金：無料でご利用いただけます。ただし、院外の体験の際の交通費や飲食にかかる費用については自己負担になります。



地域相談支援（地域移行支援）の対象者の方

- 障害者支援施設、児童福祉施設または療養介護を行う病院に入院をされている方
- 精神科病院に入院をされている方

利用期間

- 原則6ヶ月以内。
- 必要に応じて延長することができます。

利用開始から地域で生活するまでの流れ

1. 地域生活について知る・考える （1～2ヶ月目）

- 地域からスタッフが訪問してお話をうかがいます。
- 地域生活へ向けた具体的なイメージ作りをしましょう。
- 具体的なイメージ作りができれば、相談員と一緒に『退院・退所へ向けた計画(個別支援計画)』を作成します。

2. 地域生活を体験する（3～4ヶ月目）

- 地域での生活がイメージできれば、地域で利用できる場所へ見学や体験利用をしてみましょう。
- 自分でイメージした地域生活はいかがですか？体験後はスタッフと振り返りをしましょう。

3. 地域生活を準備する（4～6ヶ月目）

- 生活に必要なサービスのこと・余暇活動のこと生活費のことなど地域生活へ向けた具体的な準備を行っていきます。
- 退院、退所後も安心して生活ができる様に地域の機関と協力してあなたを支える体制を作ります。

4. わたらしい暮らし （ここからがスタート）



○いろいろなサービスを利用しながら
「わたらしい暮らし」をはじめましょう。